

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	農業経営改善計画の認定の取消し
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第2項
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）</p> <p>公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）</p>
処分基準	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （農業経営改善計画の変更等）</p> <p>第十三条 略 2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第五項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第四項に規定する者（第十四条の二において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>（農業経営改善計画の認定等）</p> <p>第十二条 略 2・3 略 4 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。</p> <p>5 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行規則 （農業経営改善計画の認定基準）</p> <p>第十四条 法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 二 その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作</p>

	<p>又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。) が法第十二条第四項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあっては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。 <p>三 その農業経営改善計画に、法第十二条第四項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者等（法第十二条第一項の認定を受けた農地所有適格法人であって、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。 ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間三十日以上従事すること。 <p>2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号若しくは第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は同項第二号若しくは第三号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第十三条の二第三項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>		
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。